別表

　30年を経過した文書資料等に記録されている個人情報について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 一般の利用を制限する文書資料等に記録されている情報 | 一定の期間（目安） | 該当する可能性のある情報 |
| 個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの | ５０年 | イ　学歴又は職歴ロ　財産又は所得ハ　採用、選考又は任免二　勤務評定又は服務ホ　学業成績又は処分ヘ　人事記録 |
| 重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの | ８０年 | イ　国籍、人種又は民族ロ　家族、親族又は婚姻ハ　信仰ニ　思想ホ　伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態へ　刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑） |
| 重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの | １１０年以上 | イ　刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑）ロ　重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態 |

（備考）

１ 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている文書資料等の作成又は取得の日に属する年度の翌年度の４月１日とする。

２ 「該当する可能性のある情報の類型の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。

３ 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。

４ 「刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑）」の「一定の期間」は１１０年を目安とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は１４０年を目安とする。